⑶　平均電力を測定する場合は、平均電力計の値を測定値とする。ただし、バースト波の場合は、バースト時間率を一定として送信し、繰り返しバースト波電力（P_B）を十分長い時間にわたり高周波電力計で測定する。

１バースト区間の平均電力（Ｐ）を次式で算出する。

$P = P_B \times (T / B)$

Ｔ：バースト繰り返し周期

Ｂ：バースト長

⑷　尖頭電力を測定する場合は、尖頭電力計の値を測定値とする。

５　試験結果の記載方法

dBm単位の電力を、W又はmW単位に変換した値及び工事設計書に記載されている出力に対する偏差を％単位で＋又は－の符号を付けて記載する。

七　一般事項（アンテナ一体型）

試験場所の条件等

１　試験場所

床面を含む６面反射波を抑圧した電波暗室とする。

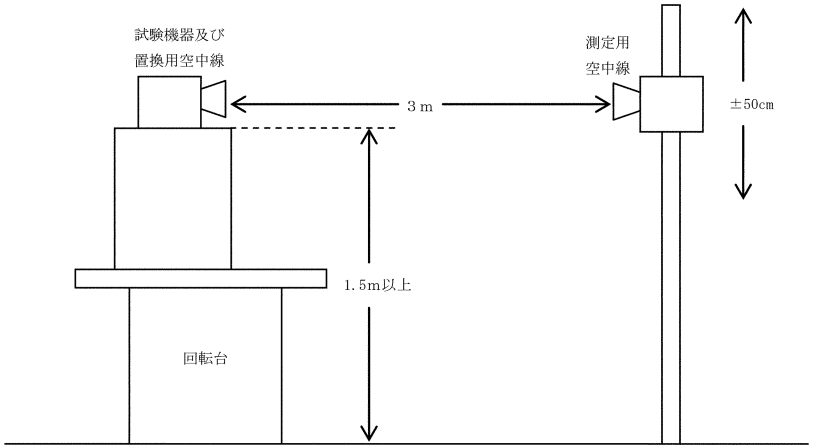
２　試験場所の条件

電界強度の変化の最大値を、±１dB以下とし、±0.5dB以下を目標とする。

なお、この評価方法は、ＩＥＣ60489－１改正第二版のＡ．２．３ Low reflection test sites（ＬＲＴＳ，reduced ground reflection）のための評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）によるものとする。

３　測定施設

測定施設は、次の図に準じるものとする。



⑴　試験機器及び置換用空中線は回転台上に乗せ地上高1.5m（底部）以上でできる限り高くする。台の材質及び試験機器等の設置条件は昭和63年郵政省告示第127号に準ずる。なお、試験機器及び置換用空中線の取付けは、電波伝搬に影響のないように空中線の放射角内に回転台が入らないようにする。

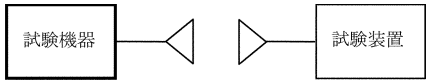
⑵　測定用空中線の地上高は、対向する試験機器及び置換用空中線の地上高の±50㎝の間可変とする。

⑶　試験機器と測定用空中線の距離は原則として３ｍとする。なお、この距離は試験機器の空中線電力と試験機器及び測定用空中線の口径により最適な値とする。

⑷　測定用空中線及び置換用空中線は指向性のある型で、広帯域特性を有し、かつ、試験機器の空中線と同一偏波のものが望ましい。

八　振動試験（アンテナ一体型）

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。

⑵　振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

３　測定操作手順

⑴　試験機器を取付治具等により振動試験機の振動板に固定する。

⑵　振動試験機により試験機器に振動を加える。ただし、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は、次のとおりとする。

ア　全振幅３㎜、設定可能な最低振動数から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動については、最低振動数から毎分500回まで、毎分500回から最低振動数まで、最低振動数から毎分500回までの順に振動数を掃引するものとする。

イ　全振幅１㎜、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後のそれぞれ15分間加える。この場合において、加える振動については、毎分500回から毎分1,800回まで、毎分1,800回から毎分500回まで、毎分500回から毎分1,800回までの順に振動数を掃引するものとする。

⑶　⑵の振動を加えた後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

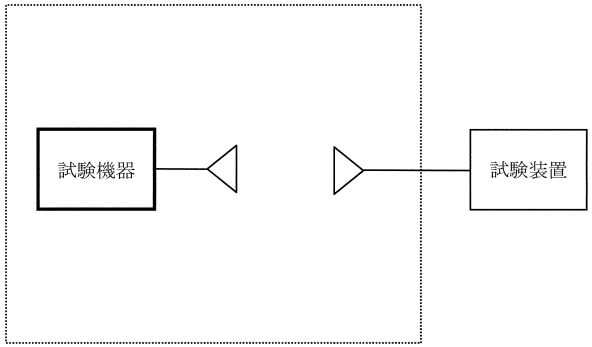
⑷　十の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。

４　その他

本試験項目は、移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。

九　温湿度試験（アンテナ一体型）

１　測定系統図



２　試験機器の状態

⑴　３⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

⑵　３⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。